# 九州身体障害者陸上競技協会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 名称は、「九州身体障害者陸上競技協会(以下、本協会と略す)」とする。

(事務局)

第2条 本協会の事務局は、熊本県に置く。(熊本市山室6丁目8-1)

(目的)

第3条 本協会は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県(以下、「九州地区」と略す)に居住、勤務または在学する、身体障害者とその関係者の陸上競技技術の向上を図り、会員相互の理解親睦を深め、同競技の振興と普及に努めることにより、身体障害者の生活の質の向上に寄与することを目的とする。

(業務)

- 第4条 本協会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。
  - (1) 九州地区の身体障害者陸上競技大会等の開催に関すること。
  - (2) 身体障害者に陸上競技を指導・普及するための講習会や研究会等の開催に関すること。
  - (3) 身体障害者の陸上競技の情報収集および提供等に関すること。
  - (4) 会員相互の理解交流に関すること。
  - (5) その他、本協会の目的達成に必要な事項に関すること。

# 第2章 会員および登録

(会員)

- 第5条 本協会の会員は、次の三種とする。
  - (1) 会員

本協会の目的に賛同する、九州地区の身体障害者手帳を所有する身体障害者で、各県の身体障害者陸上競技協会(以下、「各県協会」と略す)に登録した者。

ただし、各県協会が組織されていない場合、本協会事務局に直接登録した者。

(2) 賛助会員

本協会の活動に賛同し、その事業を援助する個人、法人または団体。

(3) 顧問

本協会の発展に特別に寄与していただける方、または、いただいた方を理事会において顧問として推薦、承認された方。

(会員・賛助会員の登録)

- 第6条 本協会への登録は、会員登録細則による。
  - 2 会員は、九州地区の各県協会に登録された後に本協会に登録される。各県協会は、指定の 登録用紙を使用し、本協会事務局に提出する。ただし、各県協会が組織されていない場合は、 暫定的措置として本協会に直接登録する。

- 3 賛助会員の個人は、各県協会に登録された後に本協会に登録される。
- 4 賛助会員の団体は、本協会に直接登録することもできる。
- 5 登録の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度単位とする。

(会費)

- 第7条 本協会に登録する会員は、登録の際に別に定める会費を納めなければならない。
  - 2 いったん納入した会費は、いかなる場合も返還しない。

(権利停止および除名)

第8条 本協会会員が、本協会の名誉を傷つけ、会則に反する行為を行った場合は、理事会の決議 により、期間を定めて当該会員の権利を停止または除名することができる。

## 第3章 役 員

(役員)

第9条 本協会に、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名以内

理事長 1名

副理事長 2名

理事 20名以内

監事 2名

(役員の選出)

- 第10条 理事は、各県協会から推挙される1名以上の会員または個人の賛助会員である。理事長 および副理事長は、理事会で互選し、会長はこれを委嘱する。その他の役員は、理事に よって推挙され、理事会で承認する。
  - 2 理事に欠員が生じた場合、各県協会は欠員を補充することができる。
  - 3 会長、副会長は、理事が推挙する者で、理事会が議決すれば、会員以外でも委嘱できる。 (役員の任務)
- 第11条 会長は、本協会を代表し認証、接受等の会事に関する行為を行うとともに、会の運営に 意見をのべ、組織の運営発展に寄与する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その任を代行する。
  - 3 理事長は、本協会を代表し会務を総理して理事会の決定事項を執行する。
  - 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 5 理事は、会務を分掌する。
  - 6 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

- 第12条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。
  - 2 役員に欠員が生じた場合は、補充することができ、前任者の任期を継承する。
  - 3 役員は、後任の役員が就任するまでは、任期満了後も任務を継続する。

(機関)

- 第13条 本協会に次の機関を置く。
  - (1) 理事会
  - (2) その他の必要な専門委員会及び役職会

(理事会)

- 第14条 理事会は、本協会の理事で構成する最高の議決機関であり、理事長が年2回以上召集し、 次の事項を審議決定する。
  - (1) 役員の選任に関すること。
  - (2) 事業計画および予算に関すること。
  - (3) 事業報告および決算に関すること。
  - (4) 会務執行に関すること。
  - (5) 会則改廃に関すること。
  - (6) 会員の除名に関すること。
  - (7) その他の必要な事項。
  - 2 理事会は、理事総数の過半数以上(委任を含む)の出席で成立する。
  - 3 理事会の議案は、出席理事の過半数により決する。可否同数の場合は、議長が決する。
  - 4 理事会に出席できない理事は、議事に関する意思を書面によって示すことができる。または、他の理事を代理人として議決権の行使を委任することができる。これらの場合、理事は出席したものとみなす。
  - 5 理事会の議長は、理事長がこれを司る。
  - 6 理事会の議事録は、記録係が行い、理事長が閲覧署名捺印し、事務局で保管する。

(専門委員会)

- 第15条 専門委員会は、理事会の議決を経て設ける。
  - 2 専門委員会の組織や職務は、専門委員会細則による。

(正、副理事長会)

- 第16条 正、副理事長会は、理事長、副理事長及び理事長が招集した会員及び個人の賛助会員で 構成する。
  - 2 正、副理事長会は、当協会の臨時的な決議事項を行う。また、目的達成する為の事業を 円滑に行う方策を検討し、理事会に報告、議事案として提出する。

第5章 会 計

(資産の構成)

- 第17条 本協会の資産は、次のものよりなる。
  - (1) 会費
  - (2) 補助金

- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(会計区分)

- 第18条 本協会の会計は、一般会計と特別会計に区分して行う。
  - (1) 一般会計は、一般的な会務の運営のための会計とする。
  - (2) 特別会計は、特別な事業のための会計とする。

(資産の管理)

第19条 本協会の資産は、理事会の定めるところにより運用し、理事長が管理する。

(予算および決算)

- 第20条 本協会の予算は、理事会で議決する。
  - 2 本協会の決算は、会計年度ごとに監査を行い、理事会に報告し承認を得なければならない。

(会計年度)

第21条 本協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 事務局

(設置)

第22条 本協会は、会務遂行のため事務局を設置する。

(事務局規定)

第23条 事務局の機構および内容については、別に定める。

第7章 会則の改廃

(会則の改廃)

第24条 本会則の改廃は、理事会の議決により行う。

第8章 雜 則

(細則・規程)

第25条 この会則の施行にあたって必要な細則・規程は、理事会の議決によって定める。

付 則

- 1 本会則は、2006年 4月 1日より施行する。
- 2 本会則は、2009年 6月13日一部改正
- 3 本会則は、2011年 3月19日一部改正
- 4 本会則は、2012年 4月 1日一部改正

#### 会員登録細則

(会員登録期間)

- 第1条 会員の登録有効期間は、年度単位(4月1日から翌年3月31日)1年間とする。 (登録)
- 第2条 会員は、毎年3月末日までに、登録用紙に会費を添えて、各県協会に登録する。
  - 2 各県協会は、本協会事務局に指定の登録用紙を提出し会費を納める。
  - 3 各県協会が組織されていない県で登録を希望する者は、登録用紙に会費を添えて、本協会 に直接登録する。
- 第3条 日本身体障害者陸上競技連盟(以下、「日身陸連」と略す)への登録は、以下による。
  - 2 本協会の会員は、日身陸連に登録される。

(会費)

- 第4条 会員は、各県協会を通して、年間1名2,500円の会費を納める。
  - 2 会費の内訳は、本協会会費1,000円、日身陸連登録費1,500円である。
- 第5条 賛助会員は、各県協会を通して、本協会の事務局に、次の会費を納める。
  - (1) 法人・団体 年1口以上(1口5,000円)
  - (2) 個人 年1口以上(1口1,000円)
- 第6条 当協会の活動及び事業に賛同する企業を公式オフィシャルパートナー、スポンサーとして契約する事ができる.

契約は別紙申し合わせ内容とする。契約は御協賛提供日から1年間を有効とする。

付 則

- 1. 本細則は、2006年 4月 1日より施行する。
- 2. 本細則は、2009年 6月13日一部改正する。
- 3. 本細則は、2010年 6月 5日一部改正する。

# 九州身体障害者陸上競技協会及び各県協会主催事業開催規程

当協会及び各県協会が主催となって企画する陸上教室及びワークショップ更には記録会等に 伴う項目、内容で予算書を作成する規程を定める。

## 収 入

- 1 教室等開催金は、当協会の予算から受け入れる収入
- 2 分担金は、他の機関・団体が共催した場合の他団体が負担する額
- 3 雑収入は、寄付金、その他

## 支 出

当協会会員及び賛助会員並ぶにその他の謝金

1. 謝金は、次のとおりとする。

講師(外部:教授級)	1時間あたり	¥10,000	¥10,000
講師(外部:准教授級)	1時間あたり	¥7,000	¥7,000
講師 (会員)	3時間以内	¥5,000	¥5,000
	3時間を超える場合	¥8,000	¥7,000
補助員 (外部)	3時間以內	¥3,000	¥1,000
	3時間を超える場合	¥5,000	¥2,000
補助員 (賛助会員)	3時間以内	¥2,000	¥2,000
	3時間を超える場合	¥5,000	¥3,000
スタッフ当協会関連内	1時間あたり	¥1,000	¥1,000
スタッフ当協会関連外	1回(1日)行事		¥500
スタッフ (学生等)	1回(1日)行事		¥500

- 2. 講師の旅費は、1 k mあたり¥15で算出する。距離の算出はマップファン (MapFan Web) http://www.mapfan.com/を利用する。(高速代は別途)
- 3. 講師以外の会員及び賛助会員さらに当協会関連スタッフの旅費は、1 Km あたり ¥10 で算出する。距離の算出はマップファン(MapFan Web)http://www.mapfan.com/を利用し、小数点以下は切捨てとする。また、高速料金は支給しない。
- 4. スタッフは原則として開催県内が担当する。
- 5. 講師の宿泊費は主催者が負担する。ただし、講師個人で宿泊を手配する際は朝食を含め1 0,000円を支給する。
- 6. 事務通信費は、電話代、切手、傷害保険料
- 7. 借料損料は、会場使用料、物品使用料、レンタカー借り上げ代
- 8. 一般物品費は、1万円未満の購入物品(スポーツ用品代など)

- 9. 食糧費は、講師、補助員、スタッフの弁当、飲料水代
- 10. 雑費は、上記に該当しない項目
- 11. 各行事に配置する人員は常識範囲を考慮する事
- 1. 本規程は、2011年 3月19日より施行する。
- 2. 本規程は、2012年 4月 1日より施行する。

# 九州身体障害者陸上競技協会理事会及び正副理事長会旅費規程

当協会の正副理事長会及び理事会参加に際する旅費規程を定める。

- 1 旅費は、1kmあたり¥20で算出する。距離の算出にはマップファン(MapFanWeb) http://www.mapfan.com/を利用する。(高速代は別途)
- 2 沖縄県協会については実費とする。(航空費、レンタカー費等)

本規程は、2011年 3月19日より施行する。